

○社会福祉に関連する施設の概要

本章では、社会福祉に関連する施設の概要等を掲載しています。

1 保護施設等（地域福祉課関係）

- ① 救護施設
- ② 社会事業授産施設
- ③ 無料低額診療事業
- ④ 無料低額宿泊事業
- ⑤ 更生保護施設

2 老人福祉施設等（介護支援課関係）

- ① 養護老人ホーム
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 軽費老人ホーム
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 老人短期入所施設
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 老人デイサービスセンター
- ⑩ 有料老人ホーム
- ⑪ サービス付高齢者向け住宅
- ⑫ 生活支援ハウス
- ⑬ シルバーハウジング
- ⑭ 老人福祉センター
- ⑮ 老人憩いの家
- ⑯ 在宅介護支援センター
- ⑰ 宅幼老所
- ⑱ 介護医療院

3 障害福祉施設等（障がい者支援課関係）

- ① 短期入所
- ② 障害者支援施設
- ③ 療養介護
- ④ 生活介護
- ⑤ 自立訓練【機能訓練】
- ⑥ 自立訓練【生活訓練】
- ⑦ 就労移行支援
- ⑧ 就労継続支援【A 型、B 型】
- ⑨ 就労定着支援
- ⑩ 自立生活援助
- ⑪ 介護サービス包括型グループホーム
- ⑫ 外部サービス利用型グループホーム
- ⑬ 日中サービス支援型グループホーム
- ⑭ 特定相談支援事業所
- ⑮ 一般相談支援事業所
- ⑯ 医療型障害児入所施設
- ⑰ 福祉型障害児入所施設
- ⑱ 児童発達支援センター
- ⑲ 旧医療型児童発達支援センター
- ⑳ 児童発達支援事業所
- ㉑ 放課後等デイサービス
- ㉒ 障害児相談支援事業所

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：地域福祉課関係】

名 称		1-①救護施設 （第 1 種社会福祉事業）	1-②社会事業授産施設 （第 1 種社会福祉事業）
根拠法令		生活保護法 第 38 条	社会福祉法 第 2 条
施設概要 (機能、特徴等)		身体上又は精神上の著しい障がいのために日常生活を営むことが困難な要保護者を <u>入所</u> させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。 また、この施設に通所して、生活指導・生活訓練等に参加することによって自立促進を図る通所事業や、訓練用に施設が確保した住居で、生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する居宅生活訓練事業も行っている。	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている者に、就労又は技能習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした <u>通所施設</u> 。
入所(通所)対象者		身体又は精神上の著しい障がいがあり、経済的な問題も含め日常生活を営むことが困難な者。 (例：精神障がい者(統合失調症、アルコール依存症等)、知的障害者、重複障がい者等) 利用方法は主には福祉事務所による措置。	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている者 利用方法は主には福祉事務所による措置。
開設許可等		県知事、政令市長の許可、届出	県知事、政令市長の許可、届出
設置主体		国、都道府県、市町村、社会福祉法人、その他の者	国、都道府県、市町村、社会福祉法人 その他の者
施設・設備の基準		30 人以上の人員が入所できる規模 居室 3.3 m ² 以上／人	20 人以上の人員が利用できる規模
職員配置基準		施設長、医師、*生活指導員、*介護職員 *看護師又は*准看護師、 栄養士又は管理栄養士、調理員 (*の総数は、おおむね入所者の数を 5.4 で除して得た数以上とする。)	施設長、作業指導員
運営 経費	施設 事務費	取扱定員に依り 1 人当たり 169,260 円/月～283,810 円/月 *施設事務費の支弁基準により福祉事務所から人件費、管理経費が支給される。	取扱定員に依り 1 人当たり 79,480 円/月～115,550 円/月 *施設事務費の支弁基準により福祉事務所から人件費、管理経費が支給される。
	利用者 負担	(被保護者) 福祉事務所から施設に生活費・事務費が支払われるため、原則として本人負担は無い。 (私的契約者) 本人負担有(生活費、事務費に対して概ね 20～25 万円程度負担)。	(被保護者) 福祉事務所から施設に事務費が支払われるため、原則として本人負担は無い。 (私的契約者) 本人負担有(施設利用料として概ね工賃の 3～10%程度負担)。
施設整備補助		民間施設・国庫補助制度あり 補助率 3／4 公立施設・県単補助 補助率 1／4 *社会福祉施設等施設整備費補助金 *公立施設への補助は大規模事業のみ	民間施設・国庫補助制度あり 補助率 3／4 *社会福祉施設等施設整備費補助金
県内設置状況及び定員		7 施設、入所定員 590 人(R7.4 現在) 清和寮(佐久市) 70 人 八ヶ岳寮(茅野市) 120 人 順天寮(駒ヶ根市) 60 人 阿南富草寮(阿南町) 100 人 れんげ荘(大町市) 60 人 共和寮(長野市) 100 人 旭 寮(長野市) 80 人	38 施設(休止 1 施設含む)、定員 1,315 人 (R7.4 現在)
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：地域福祉課関係】

名 称		1-③無料低額診療事業(第2種社会福祉事業)	1-④無料低額宿泊事業 (第2種社会福祉事業)
根拠法令		社会福祉法 第2条第3項第9号	社会福祉法 第2条第3項第8号
施設概要 (機能、特徴等)		生活困窮者等に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業。	生活困窮者等に対して、無料又は低額で居室を提供し、自立を支援する事業。
入所(通所) 対象者		低所得者、要保護者、ホームレス等の生計困窮者等	低所得者、要保護者、ホームレス等の生計困窮者等
開設許可等		県知事、政令市長への届出	県知事、政令市長への届出 ただし、開設に当たり事前相談が必要
設置主体		規定なし	規定なし
施設・設備の 基準		(H13.7.23 厚生労働省社会・援護局長通知) ・医療上、生活上の相談に応ずるために必要な施設を備えること ・老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等が常時相当数入院できる体制を備えること 等	(H27.4.14 厚生労働省社会・援護局長通知) ・耐火建築物等建築基準法を遵守し、かつ建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備等を十分設けること。 ・居室は原則として個室とし一居室の面積は7.43㎡以上とすることとし、これによりがたい場合は、居室の面積は1人当たり4.95㎡以上確保すること ・居室を地階に設けないこと ・居室はプライバシーが守られることし、居室の採光や建築物の間仕切壁等は、建築基準法の防火関係規定を満たすこと ・談話室及び相談室を整備すること 等
職員配置 基準		・医療ソーシャルワーカー ・介護を要する者のための相当数の介護者 等	・施設長 ・職員 (可能な限り社会福祉主事の資格を有すること)
運営 経費	施設 事務費	なし	なし
	利用者 負担	無料又は事業者が定める減免方法に基づく診療費	無料又は事業者が定める居室使用料 (近隣の同種の住宅に比べて低額な料金であること、敷金・礼金は求めないこと)
施設整備 補 助		なし	なし
県内設置状況 及び定員		S32 ～ 社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック H21.9～ 社会医療法人南信勤労者医療協会 諏訪共立病院 H23.7～ 社会医療法人中信勤労者医療協会 松本協立病院、塩尻協立病院 長野医療生活協同組合 長野中央病院 H23.9～ 医療法人(社団)健和会 健和会病院 H24.6～ 上伊那医療生活協同組合 上伊那生協病院 H28.8～ 社会福祉法人睦会 やすらぎクリニック須坂 R3.4～ 東信医療生活協同組合 上田生協診療所 R6.10～ 公益財団法人 倉石地域振興財団栗田病院	なし
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：地域福祉課関係】

名 称	1-⑤更生保護施設 （社会福祉法で規定する社会福祉事業でない）	
根拠法令	更生保護事業法	
施設概要（機能、特徴等）	法務大臣の許可を受けて更生保護（用語編「更生保護」の項参照）の仕事を行っている民間団体（更生保護法人）によって設置運営されている施設。自立更生を目的に対象者を一定期間宿泊させ、食事など生活基盤の提供、就職指導や社会適応のための必要な生活指導など必要な措置をすることで、社会復帰を促している。	
入所対象者	刑事施設から仮釈放・釈放された人、刑の執行猶予を言い渡された者、起訴猶予になった者で、帰住先がなく当面の生活が困難で、すぐに自立更生が困難な者。 大多数の利用者が保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）により入所。	
開設許可等	法務大臣の許可	
設置主体	更生保護法人 その他	
施設・設備の基準	居室 3.3 ㎡以上/人 （1 部屋 4 人以下）	
職員配置基準	施設長、補導主任（施設長と兼任可）、補導員、調理員、その他の職員	
運営経費	施設事務費等	更生保護委託費支弁基準により、国から委託費が支払われる。（6 ヶ月間以内。但し、高齢者の場合は更に 6 ヶ月を超えない範囲で延長可。）
	利用者負担	本人負担は原則なし。 （国からの委託費支払い期限が過ぎると施設負担、若しくは自己負担となる。）
施設整備補助	国から一部補助が行われる。 県からは、連絡助成事業（用語編「更生保護」の項参照）を行っている更生保護法人長野県保護観察協会へ更生支援事業として事業費の補助が行われ（30 万円 R6年度）、同協会から更生保護施設に運営費の助成が行われている。	
県内設置状況及び定員	更生保護法人長野司法厚生協会 更生保護法人松本保護会	裾花寮（長野市）（20 名） みすず寮（松本市）（17 名）
備 考	用語編	

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-① 養護老人ホーム (第1種社会福祉事業)	2-② 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) (第1種社会福祉事業)
根拠法令		老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 20 条の 5、介護保険法第 8 条第 22 項(地域密着型特養)、同条第 27 項(県指定の広域型特養)
施設概要 (機能、特徴等)		65 歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者が、<u>市町村の措置によって入所する。</u> 社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。 入所者の高齢化と重度化が進んできたことから、介護サービス事業所の指定を受けることが可能となった。	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームを介護保険法に基づき都道府県知事や市町村長が指定した施設で、食事や入浴、健康管理など生活全般にわたる介護サービスを提供する。 2～4 人の多床室が多いが、近年では個室やユニットケア(居室や共用スペースをおおむね 10 人以下の定員で1つの生活単位として整備し、家庭的な環境の中で少人数ごとにケアする形態)タイプを導入し、生活環境の改善を図っている。 「終の棲家」とも呼ばれ、<u>低額の費用で重度の介護まで可能なため、近年待機者が多くなっている状況がある。</u>
入所対象者		65 歳以上であって、 <u>環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者</u>	65 歳以上で身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護が必要な要介護者で、 <u>居宅では適切な介護を受けることが困難な者</u>
開設許可等		県知事、中核市の市長の認可	・県知事、中核市の市長の認可(老人福祉法) ・県知事、中核市の市長、市町村長の指定(介護保険法)
設置主体		都道府県、市町村(届出で可)、社会福祉法人 等	都道府県、市町村(届出で可)、社会福祉法人 等
施設・設備の基準		居室 10.65 ㎡以上/人(原則個室)	居室 10.65 ㎡以上/人 (原則、居室定員は1人)
職員配置基準		[定員 100 人の場合]医師 1、生活相談員 4、支援員 7、看護師 1、ほか栄養士等	[定員 100 人の場合]医師 1、看護師 3、介護職員 31、介護支援専門員 1、ほか生活相談員、機能訓練指導員、栄養士等
運 営 経 費	介護報酬・措置費	入所者数に応じた措置費が市町村より支弁される	広域型特養の場合(要介護度に応じ 1 人当たり) [多床室の場合]約 17 万円/月～約 29 万円/月 [ユニット型の場合]約 20 万円/月～約 31 万円/月 (保険者(市町村)から国保連を通じ事業者に支払われる)
	利用者負担	収入に応じて市町村が決定する自己負担額あり	・入居時はなし。月額施設の種類ごとに算定される施設サービス費の 1 割～3割及び食費、居住費等(5～11 万円程度)で、所得状況等による上限額の設定あり ・社会福祉法人運営で市町村に制度がある場合、低所得者軽減措置あり(1/4 を軽減)
施設整備補助		老人福祉施設等整備事業補助金(30 床以上)(補助額：334 万 2 千円/床、ユニット型の創設の場合、要件該当で拡充あり) 地域医療介護総合確保基金事業補助金(29 床以下) (補助額：282 万円/床)	老人福祉施設等整備事業補助金(30 床以上) (補助額：334 万 2 千円/床、ユニット型の創設の場合、要件該当で拡充あり) 地域医療介護総合確保基金事業補助金(29 床以下) (補助額：528 万円/床)
県内設置状況及び定員		24 施設、1,596 人 (R7.4.1 現在)	244 施設、13,903 人 (R7.4.1 現在)

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-③ 軽費老人ホーム (第1種社会福祉事業)	2-④ 介護老人保健施設 (社会福祉法に基づく社会福祉事業でない)
根拠法令		老人福祉法第20条の6	介護保険法第8条第28項
施設概要 (機能、特徴等)		低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安のある人に対して、食事の提供、入浴等の準備、生活及び援助、日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とする施設。 特定施設入居者生活介護の指定をとっているホームにおいては、施設による介護サービスを受けることが可能。	介護を必要とする人に対し、看護、<u>医学的管理の下での介護</u>、機能訓練等の必要な医療及び日常生活上の世話などの介護サービスを提供して、その自立を支援し、在宅の生活への復帰を目指す施設。 病院(医療)と特別養護老人ホーム(生活)との中間施設といわれている。
入所対象者		<u>60歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある者</u>	病状安定期にあり、入院治療を行う必要はないが、 <u>在宅復帰のための療養(リハビリ、看護・介護)を必要とする者</u>
開設許可等		県知事、中核市の市長の認可	県知事、中核市の市長の許可
設置主体		都道府県、市町村・社会福祉法人(届出で可) その他の法人(認可を受ける)	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人 等
施設・設備の基準		居室 15.63㎡以上/人 (原則個室)	療養室 8㎡/人(1部屋4人以下)
職員配置基準		[定員100人の場合] 生活相談員1、介護職員2、ほか栄養士等	[定員100人の場合] 医師(常勤)1、看護師9、介護職員25、介護支援専門員1、理学(作業)療法士1、その他(支援相談員、栄養士等)
運営 経費	介護報酬	なし	要介護度に応じ、1人あたり [多床室の場合] 約24万円/月～約31万円/月 [ユニット型の場合] 約24万円/月～約31万円/月 (保険者(市町村)から国保連を通じ事業者を支払われる)
	利用者負担	原則として以下の月額費用が必要となる ・事務費(収入に応じて軽減措置あり) ・生活費4.6万円 ・管理費(施設により異なる)	入居時はなし。月額は施設の種別ごとに算定される施設サービス費の1割～3割及び食費、居住費等(5～12万円程度)で、所得状況等による上限額の設定あり
5 施設整備補助		老人福祉施設等整備事業補助金(30床以上、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(補助額: 334万2千円/床) 地域医療介護総合確保基金事業補助金(29床以下、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(補助額: 528万円/床)	老人福祉施設等整備事業補助金(30床以上) (補助額: 2,575万円/施設、 ユニット型の創設の場合、要件該当で拡充あり) 地域医療介護総合確保基金事業補助金(29床以下) (補助額: 6,600万円/施設)
県内設置状況及び定員		35施設、1,373人(ケアハウス) 4施設、200人(軽費A型) (R7.4.1現在)	95施設 7,667人(R7.4.1現在)
備 考		利用者負担軽減措置分については施設に対して事務費補助あり	

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑤ 老人短期入所施設(短期入所生活介護) (第2種社会福祉事業)	2-⑥ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)(第2種社会福祉事業)
根拠法令		老人福祉法第20条の3、介護保険法第8条第9項	老人福祉法第5条の2第6項及び介護保険法第8条第20項
施設概要 (機能、特徴等)		老人福祉法に基づく老人短期入所施設を介護保険法に基づき都道府県知事等が指定した施設(ショートステイ)。要介護者を短期間入所させて入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 対象者は、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、または家族の負担軽減を図るために一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者。 要支援者を対象とする場合は別途、介護予防短期入所生活介護(要支援者対象の短期入所生活介護サービス)の指定を受ける必要がある。	認知症の高齢者に対して、 <u>共同生活住居(ユニット)</u> で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう介護サービスを提供する。 少人数制で、利用者本位の介護サービスを提供できることが特徴。
入所対象者		心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、または家族の負担軽減を図るために一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者。	<u>認知症のある要介護者</u>
開設許可等		県知事、中核市の市長の指定	市町村長の指定
設置主体		法人格を有する者	社会福祉法人、株式会社、NPO 法人 等
施設・設備の基準		居室 10.65 ㎡以上/人 (1部屋4人以下)	・1、2又は3のユニットを設置 ・ユニットの入居定員は5人以上9人以下 ・居室、居間、食堂、台所、浴室等を備える ・居室定員は1人/室(ただし、利用者の処遇に必要な場合は2人も可)、床面積は7.43 ㎡以上
職員配置基準		(定員30人の場合)医師1人、看護職員又は介護職員(常勤換算方法で)10人、生活相談員(常勤換算方法で)1人、機能訓練指導員1人、栄養士1人等	・介護従業者 日中：常勤換算方法で利用者3人に対し1人以上 夜間：ユニット毎に1人 ・計画作成担当者 1人/ユニット ・管理者 1人/ユニット(兼務可)
運営経費	介護報酬	〔単独型多床室の場合〕要介護度に応じ1人当たり6,450円/日～9,260円/日 (保険者(市町村)から国保連を通じ事業者に支払われる)	要介護度に応じ、1人当たり229,500円/月～257,700円/月(保険者(市町村)から国保連を通じ事業者に支払われる)
	利用者負担	・介護サービス費1割～3割及び食費、滞在費、理美容代等で、所得状況等による上限額の設定あり ・社会福祉法人運営で市町村に制度がある場合、低所得者軽減措置あり(1/4を軽減)	介護サービス費1割～3割及び居住費、食材料費、光熱水費、理美容代、おむつ代等
施設整備補助		①老人福祉施設整備等整備事業補助金 ②地域医療介護総合確保基金事業補助金(29床以下) 養護老人ホームに併設する場合 (①のみ補助額：193万5千円/床) 特別養護老人ホームに併設する場合 (①補助額：175万9千円/床) (②補助額：528万円/床)	地域医療介護総合確保基金事業補助金 (補助額：3,960万円/施設)
県内設置状況及び定員		248施設、3,861人(R7.4.1現在)	272事業所、3,906人(R7.4.1現在)
備 考			要支援者を対象とする場合は別途、介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援者対象の認知症対応型共同生活介護サービス)の指定を受ける必要がある

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑦ 小規模多機能型居宅介護 (第2種社会福祉事業)	2-⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 (第2種社会福祉事業)
根拠法令		老人福祉法第5条の2第5項及び介護保険法第8条第19項	老人福祉法第5条の2第7項及び介護保険法第8条第23項
施設概要 (機能、特徴等)		一人暮らしや認知症の高齢者が増加しているため、高齢者の生活の継続性を維持することを目的に、平成18年度から新たに制度化された介護サービスの形態の一つ。 <u>事業所への「通い」サービスを中心に、必要に応じて「宿泊」サービスや「訪問」サービスを行い、利用者の24時間の生活を支援する。</u>	高齢者の一人暮らしや「老老介護」が増加し、在宅療養を地域で支えることが求められており、医療依存度が高くても、住み慣れた場所での在宅療養を望む方の思いにこたえるため、平成24年に創設された介護サービスの形態の一つ。
入所対象者		要介護者	要介護者
開設許可等		市町村長の指定	市町村長の指定
設置主体		社会福祉法人、株式会社、NPO法人 等	社会福祉法人、株式会社、NPO法人 等
施設・設備の基準		・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室等を備える ・居間・食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さ ・居室定員は1人/室(ただし、利用者の処遇に必要な場合は2人も可)、床面積は7.43㎡以上	・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室等を備える ・居間・食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さ ・居室定員は1人/室(ただし、利用者の処遇に必要な場合は2人も可)、床面積は7.43㎡以上
職員配置基準		介護従業者 ・通いサービスを提供：常勤換算方法で通いサービスの利用者3人に対し1人以上 ・訪問サービスを提供：常勤換算方法で1人以上 ・従業者のうち1人以上が常勤、1人以上が看護師または准看護師 介護支援専門員 1人 管理者 1人 等	介護従業者 ・通いサービスを提供：常勤換算方法で通いサービスの利用者3人に対し1人以上 ・訪問サービスを提供：常勤換算方法で2人以上(1人以上は保健師、看護師又は准看護師) ・看護職員：常勤換算2.5人以上(1人以上が常勤の保健師又は看護師) 介護支援専門員 1人 管理者 1人 等
運営 経費	介護報酬	要介護度に応じ、1人当たり104,580円/月～271,209円/月(保険者(市町村)から国保連を通じ事業者を支払われる)	要介護度に応じ、1人当たり124,470円/月～314,080円/月(保険者(市町村)から国保連を通じ事業者を支払われる)
	利用者負担	・介護サービス費1割～3割及び食費、宿泊サービスにかかる費用(部屋代、光熱水費)おむつ代等 ・社会福祉法人運営で市町村に制度がある場合、低所得者軽減措置あり(1/4を軽減)	・介護サービス費1割～3割及び食費、宿泊サービスにかかる費用(部屋代、光熱水費)おむつ代等 ・社会福祉法人運営で市町村に制度がある場合、低所得者軽減措置あり(1/4を軽減)
施設整備補助		地域医療介護総合確保基金事業補助金 (補助額： 3,960万円/施設)	地域医療介護総合確保基金事業補助金 (補助額： 3,960万円/施設)
県内設置状況及び定員		108事業所、2,895人 (R7.4.1現在)	26事業所、714人 (R7.4.1現在)
備 考		要支援者を対象とする場合は別途、介護予防小規模多機能型居宅介護(要支援者対象の小規模多機能型居宅介護サービス)の指定を受ける必要がある	

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑨ 老人デイサービスセンター (通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所)(第2種社会福祉事業)
根拠法令		老人福祉法第20条の2の2、介護保険法第8条第7項、介護保険法第8条第17項
施設概要 (機能、特徴等)		介護保険法に基づき、県知事等が指定をする通所介護事業所と市町村長が指定する地域密着サービスの認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護(利用定員が18人以下の通所介護事業所)があり、入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を日帰りで行うことで、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 主なサービス内容は、機能訓練指導員の計画に沿った日常動作訓練やレクリエーションなど他の人との交流などである。 認知症対応型通所介護は、認知症の症状の進行を緩和させるための目標を設定し、サービスを提供する。
利用対象者		要介護1～5の者(要支援1・2の者は市町村が指定する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受ける。)
開設許可等		1 通所介護事業所・・・県知事、中核市の市長の指定 2 認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護・・・市町村長の指定
設置主体		社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等
施設・設備の基準		食堂及び機能訓練室(利用者1人当たり3㎡以上)、静養室、相談室、事務室を有すること。
職員配置基準		1 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所も同様) 生活相談員：サービス提供時間数に応じて1以上、看護職員：1以上、介護職員(利用定員が10人以下の場合は看護職員又は介護職員)：サービス提供時間数・利用者数に応じた配置(ただし、提供時間帯を通じて1以上配置)、機能訓練指導員：1以上 2 認知症対応型通所介護事業所 生活相談員：サービス提供時間数に応じて1以上、看護職員又は介護職員：1及びサービス提供時間数に応じた配置、機能訓練指導員：1以上
運営 経費	介護報酬	1 通所介護事業所 通常規模型の場合(所要時間7時間以上8時間未満の場合) 要介護度に応じ1人当たり6,580円/日～11,480円/日 2 認知症対応型通所介護事業所 単独型の場合(所要時間7時間以上8時間未満の場合) 要介護度に応じ1人当たり9,940円/日～14,270円/日 3 地域密着型通所介護事業所 (所要時間7時間以上8時間未満の場合) 要介護度に応じ1人当たり7,530円/日～13,120円/日 ※保険者(市町村)から国保連を通じ事業者を支払われる。
	利用者負担	・介護報酬の1割～3割の額及び食費、その他の日常生活費 ・社会福祉法人運営で市町村に制度がある場合、低所得者軽減措置あり(1/4を軽減)
施設整備補助		地域医療介護総合確保基金事業補助金(認知症対応型のみ) (補助額：1,410万円/施設)
県内設置状況及び定員		926事業所、19,849人(R7.4.1現在)
備 考		

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑩ 有料老人ホーム (社会福祉法に基づく社会福祉事業ではない)	2-⑪ サービス付き高齢者向け住宅 (社会福祉法に基づく社会福祉事業ではない)
根拠法令		老人福祉法第 29 条第1項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条 介護保険法施行規則第 15 条
施設概要 (機能、特徴等)		高齢者を入居させ、「食事の提供」、「介護の提供」、「洗濯・掃除等の家事」、「健康管理」のいずれかのサービスを提供する。 介護サービスの提供方法により、ホームが提供する介護サービスを利用できる介護付き、地域の訪問介護等の在宅サービスを利用する住宅型、介護が必要となった場合には退去する健康型の3類型に分けられる。 近年、特別養護老人ホーム等の入所施設の入所待ち等のニーズを背景に、施設数が急増している。	高齢者専用賃貸住宅のうち、床面積、設備、前払家賃保全など一定要件を満たし、県に届出をしたものの。 特定施設入居者生活介護の指定を受けている住宅においては、施設による介護サービスを受けることができる。
入所対象者		概ね 60 歳以上の高齢者	概ね 60 歳以上の高齢者
開設許可等		県知事、中核市の市長への届出	県知事、中核市の市長への登録
設置主体		民間法人、社会福祉法人等	(規定なし)
施設・設備の基準		一般居室は原則個室 介護居室は原則個室で 13 ㎡以上 サービス提供内容に応じて、食堂、浴室、便所、洗面設備、談話室、機能訓練室等	原則 25 ㎡以上／戸 (台所、浴室などを共用する場合は18㎡以上) ・各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を完備
職員配置基準		サービスの提供内容に応じて、管理者、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、調理員、事務員等	安否確認サービスと生活相談サービスは必須。ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、これらのサービスを提供する。
運営 経費	介護報酬	特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合に有り	特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合に有り
	利用者負担	前払金又は月払い サービス提供内容に応じて、家賃、管理費、食費、光熱水費、個別的な選択による介護サービス料 ※費用は施設により異なる	前払金又は月払い サービス提供内容に応じて、家賃、管理費(共益費)、食費等 ※費用は施設により異なる
施設整備補助		な し	国交省補助 建設費の 1/10 改修費の 1/3 (上限 100 万円／戸)
県内設置状況及び定員		275 施設 8,169 人 (R7.4.1 現在)	132 施設 3,665 戸 (R7.4.1 現在)
備 考		H18 年 4 月の法律改正により、人数要件(10 人→1 人)及びサービス要件(食事の提供のみ→介護の提供等を追加)が変更され対象が拡大した。	H23.10.20 の改正高齢者住まい法の施行により制度化。国交省と厚労省の共管制度で長野県の登録窓口は建築住宅課。 H27 年 7 月から食事の提供などのサービス提供を行うなど、老人福祉法において有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホーム設置運営指導指針の対象とすることとした。

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑫ 生活支援ハウス (社会福祉法に基づく社会福祉事業ではない)	2-⑬ シルバーハウジング (社会福祉法に基づく社会福祉事業ではない)
根拠法令		実施要綱(H12.9.27 老発第 655 号)	厚生労働省老健局長通知、国土交通省住宅局長通知
施設概要 (機能、特徴等)		居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。 老人デイサービスセンター等に併設又は隣地に整備されている。	高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅である。
利用対象者		原則として 60 歳以上のひとり暮らしの者等家族による援助が困難で、高齢等のため独立して生活することに不安のある者	高齢者単身世帯(60 歳以上) 高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば可) 高齢者(60 歳以上)のみからなる世帯
開設許可等		な し	な し
設置主体		市町村	地方公共団体、社会福祉法人
施設・設備の基準		定員おおむね 10 人程度 居室(原則個室とし、洗面所、便所、収納スペース、調理設備を設ける) 18 m ² 以上／人 他に相談室、集会室、食堂、浴室等	手すり、段差の解消、緊急通報システム等、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様
職員配置基準		利用人員5名以下→常勤1名 利用人員6名以上 10 名以下→常勤1名、非常勤1名 利用人員 11 名以上→常勤2名、非常勤1名 ・夜間は宿直体制	生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を配置 ※ 生活援助員は市町村の委託事業によって配置される
運営経費	介護報酬	なし	なし (通常の在宅サービス)
	利用者負担	居住部門利用料(光熱水費別) 収入に応じ、 1人当たり0～50,000 円／月	家賃、管理費等
施設整備補助		地域医療総合確保基金事業補助金 (補助額：4,210 万円/施設)	公営住宅の整備等に対する国の交付金
県内設置状況及び定員		35 施設 379 人(R7.4.1 現在)	5 施設(H31.4.1 現在)
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑭ 老人福祉センター (第2種社会福祉事業)	2-⑮ 老人憩いの家 (社会福祉法に基づく社会福祉事業ではない)	2-⑯ 在宅介護支援センター (老人介護支援センター) (第2種社会福祉事業)
根拠法令		老人福祉法第20条の7	設置要綱(S40.4.5 社老第88号)	老人福祉法第20条の7の2
施設概要 (機能、特徴等)		無料又は定額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、機能回復訓練の実施、教養の向上及びレクリエーションのための便宜、老人クラブへの援助等を総合的に行う。	市町村の地域において、老人の教養の向上、レクリエーション等のための憩いの場を確保し、老人の心身の健康の増進を図る。	高齢者福祉に関する総合相談機関。 在宅で介護を受ける高齢者やその家族と居宅介護サービス事業者や施設等との連絡調整を総合的に行う。
利用対象者		特になし (老人福祉施設付設作業所は原則として60歳以上の者)	原則として60歳以上の者	(利用対象者) おおむね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族及び親族
開設許可等		なし	なし	県知事への届出
設置主体		地方公共団体 社会福祉法人	市町村	地方公共団体 社会福祉法人 医療法人等
施設・設備の基準		特A型 800㎡以上 A型 495.5㎡以上 B型 165㎡以上～495.5㎡未満 老人福祉施設付設作業所 99㎡以上	495㎡以内 原則として平屋建	特別養護老人ホーム等に併設しているか、または、特別養護老人ホーム等による後方支援体制が確保されていること。 相談や福祉用具の展示に必要な空間を確保すること。
職員配置基準		施設長、相談・指導を行う職員 その他必要な職員 (他施設と兼務可)	基準なし	管理責任者を定める。 社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人を配置(兼務可)
運営 経費	介護報酬	なし	なし	なし
	利用者負担	原則として無料	無料	
施設整備補助		なし	なし	なし
県内設置状況及び定員		69施設(R6.4.1現在)	52施設(R4.4.1現在)	28施設(R6.4.1現在)
備考				

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑰ 宅幼老所 (社会福祉法で規定する社会福祉事業でない)
根拠法令		根拠法令なし
施設概要 (機能、特徴等)		「宅幼老所」は、高齢者や障害者等が家族や近隣住民と共に、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、家庭的な雰囲気のもと利用者のニーズに応じてきめ細やかなケアを提供する、本県が独自に進める地域ケア拠点の総称であり、主に介護保険事業における通所介護を中心に運営している事業所が多い。 県は独自の福祉施策として、H14年以降施設整備に対し補助を実施。その後、地域密着型サービスに対する国の助成制度が創設されたため、補助対象範囲を順次縮小している。
運営形態 及び 提供する サービス内容		【主たる運営形態】 ・通所介護(23) ・地域密着型通所介護(146) ・認知症対応型通所介護(31) ・小規模多機能型居宅介護(56) ・認知症対応型共同生活介護(107) ・その他(6) (括弧内は R6.4.1 現在の箇所数) 【利用者のニーズに応じて提供する従たるサービス】 ・緊急宿泊 ・障害児(者)タイムケア ・乳幼児等一時預り ・その他(訪問介護等) (複数サービス提供している施設あり)
利用対象者		高齢者、乳幼児、障害者(児)
開設許可等		各事業所が提供するサービス内容等により、県・市町村の所管課が異なる。
設置主体		NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、営利法人等
施設・設備・職員配置基準		施設の事業種によって異なるが、宅幼老所の場合、利用定員は概ね 15 人以下、介護従事者配置は概ね利用者 3 人に対し 1 人程度、開所日数は週 4 日以上、建物は住宅地にあつて介護老人福祉施設等の併設でないこととしている。 報酬・利用者負担については各根拠法令に則り決定されている。
運営 経費	介護報酬等	
	利用者負担	
施設整備 補 助		宅幼老所等整備事業(地域福祉総合助成金：安心生活支援事業) 県 1/2 市町村 1/2 補助限度額 7,500 千円
県内設置状況 及び定員		369 箇所(R6.4.1 現在) うち、県の補助事業により整備された施設は 185 か所
備 考		

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：介護支援課関係】

名 称		2-⑱ 介護医療院 (社会福祉法に基づく社会福祉事業でない)
根拠法令		介護保険法第 8 条第 29 項
施設概要 (機能、特徴等)		平成 29 年介護保険法改正により、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する新たな介護保険施設として、「介護医療院」が創設された。(平成 30 年度～) 廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先となることが想定されている。 介護医療院においては、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
入所対象者		要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者
開設許可等		県知事、中核市の市長の指定
設置主体		地方公共団体、医療法人、社会福祉法人等
施設・設備の基準		居室 8.0 ㎡以上/人 (1 部屋 4 人以下)
職員配置 基準		医師、看護職員 6:1、介護職員 6:1、介護支援専門員 1、理学療法士又は作業療法士、栄養士等
運営経費	介護報酬	要介護度に応じ、1 人当たり [I 型介護医療院多床室の場合] 約 25 万円/月～約 42 万円/月 (保険者(市町村)から国保連を通じ事業者に支払われる)
	利用者負担	月額施設の種類ごとに算定される施設サービス費の1割～3割及び食費、居住費等で、所得状況等による上限額の設定あり
施設整備 補 助		地域医療総合確保基金事業補助金(29 床以下) (補助額: 6,600 万円/施設) 病床転換助成事業交付金(医療療養病床からの転換)
県内設置状況及び定員		19 施設、929 人 (R7.4.1 現在)
備 考		

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-① 短期入所(障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)	3-② 障害者支援施設(施設入所支援) (第1種社会福祉事業)
根 拠 法 令		障害者総合支援法第5条第8項	障害者総合支援法第5条第11項
施 設 概 要 (機能、特徴等)		介護者の疾病、その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供する施設。 障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設等が本体事業に加え実施する。(短期入所事業のみを単独で実施することも可能) 本体事業とは別に短期入所事業所として県の指定が必要。 障がい者とその家族の「地域生活」を支える上で必要不可欠なサービス。 利用契約制度への移行に伴い、緊急時だけでなく、ケアプランによる計画的な利用も増加している。	施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活、就労などに関する相談や助言、そのほか日常生活に必要な支援を行う施設。 障害者総合支援法に基づき、県が指定している。 従来の入所施設のサービスを、夜と昼に分けたうちの「夜のサービス(住まいの場)」を提供する施設。
入 所 対 象 者		障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査により、区分 1～6(障がい児は 1～3)と判定された者	① 生活介護を受けている障がい者であって障害支援区分 4(50 歳以上にあつては区分 3)以上の者 ② 自立訓練、就労移行支援を受けている障がい者であって、入所訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められ、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等	都道府県、市町村、社会福祉法人 等
施設・設備の基準		本体事業の指定基準に準ずる。 (短期入所事業を単独で実施する場合には、居室、食堂、浴室、洗面所、便所)	訓練・作業室 居室(定員4人以下、床面積 9.9 m²/人以上等) 食堂、浴室、洗面所、便所、相談室
職 員 配 置 基 準		本体事業の指定基準に準ずる。 (短期入所事業を単独で実施する場合には、管理者、生活支援員)	管理者、サービス管理責任者 生活支援員、看護職員、職業指導員 等 (障害者支援施設で実施される昼間のサービス(生活介護等)の職員配置基準と同様)
運 営 経 費	介護給付費	利用者の障害支援区分に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。
	利用者負担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、光熱水費、日用品費等。 ただし、所得状況等により上限月額の設定あり。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、光熱水費、日用品費。 ただし、所得状況等により上限月額の設定あり。
施 設 整 備 補 助		補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合：国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員		179 事業所 (R7.4.1 現在)	57 事業所 2,595 人 (R7.4.1 現在)
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-③ 療養介護(障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)	3-④ 生活介護(障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		障害者総合支援法第5条第6項	障害者総合支援法第5条第7項
施 設 概 要 (機能、特徴等)		病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする者に、主として昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を提供する施設。	常時介護を必要とする障がい者の方に、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会、その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を提供する施設。
入 所 対 象 者		病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする次の者 ① 筋萎縮性側索硬化症患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい者であって障害支援区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害支援区分5以上の者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な次の者 ① 障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上の者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上の者
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		都道府県、市町村、医療法人 等	都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等
施設・設備の基準		医療法による病院として必要とされる設備及び多目的室 等	訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室 等
職 員 配 置 基 準		管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、医師、看護職員、生活支援員(1人以上は常勤)を置く。 看護職員は利用者2人につき1人以上、生活支援員は、利用者4人につき1人以上(1人以上は常勤)。	管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員を置く。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、利用者の平均障害支援区分に応じ3人～6人につき1人以上。 看護職員は1人以上、理学療法士又は作業療法士は必要な数、生活支援員は1人以上(1人以上は常勤)。
運 営 経 費	介護給付費	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。
	利用者負担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び日用品費。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費。
施 設 整 備 補 助		補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員		7事業所 453人 (R7.4.1現在)	254事業所 6,436人 (R7.4.1現在)
備 考			障害者支援施設に提供するサービスを含む(以下同じ)

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-⑤ 自立訓練【機能訓練】 (障害福祉サービス事業)(第2種社会福祉事業)	3-⑥ 自立訓練【生活訓練】 (障害福祉サービス事業)(第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		障害者総合支援法第5条第12項	障害者総合支援法第5条第12項
施 設 概 要 (機能、特徴等)		障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、自立して日常生活を営むことができるよう、一定期間にわたり理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を提供する施設。 【サービス提供期間】原則1年6か月以内	障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関し、自立して日常生活を営むことができるよう、一定期間にわたり必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を提供する施設。 【サービス提供期間】原則2年以内
入 所 対 象 者		① 入所施設・病院を退所・退院した障がい者で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した障がい者で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	① 入所施設・病院を退所・退院した障がい者で地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した障がい者、継続した通院により症状が安定している障がい者で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等	都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等
施設・設備の基準		訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室等	訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室等 宿泊型自立訓練を行う場合は、上記の他に居室、浴室
職 員 配 置 基 準		管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員を置く。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、利用者6人につき1人以上。 看護職員は1人以上(1人以上は常勤)、理学療法士又は作業療法士は1人以上、生活支援員は1人以上(1人以上は常勤)。	管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、生活支援員、地域移行支援員(宿泊型自立訓練を行う場合のみ1人以上)を置く。 生活支援員は、利用者6人につき1人以上(1人以上は常勤)、宿泊型自立訓練を行う場合、利用者10人につき1人以上(1人以上は常勤)。
運 営 経 費	訓 練 等 給 付 費	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。
	利用者負担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費。
施 設 整 備 補 助		補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員		6 事業所 178 人(R7.4.1 現在)	31 事業所 360 人(R7.4.1 現在)
備 考			自活できるよう、食事の用意や清掃、身だしなみ等に対する支援を行っている。

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-⑦ 就労移行支援(障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)	3-⑧ 就労継続支援【A型、B 型】(障害福祉サービス事業)(第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		障害者総合支援法第 5 条第 13 項	障害者総合支援法第 5 条第 14 項
施 設 概 要 (機能、特徴等)		通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者 に、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を提供する施設。 訓練対象者により、指定就労移行支援事業所と認定指定就労移行支援事業所に分類される。 【サービス提供期間】 原則2年から5年以内。	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者 で適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者や、就労移行支援によっても雇用されるに至らなかった者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を提供する施設。 雇用契約等を締結し訓練を提供するA型と、雇用契約等を締結せず訓練を提供するB型 に分類される。
入 所 対 象 者		① 単独で就労することが困難であるため、必要な知識、技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な障がい者 (指定就労移行支援事業所) 【サービス提供期間】 2年間 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者(認定指定就労移行支援事業所) 【サービス提供期間】 3年から5年間	① 企業などに就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な障がい者 ② 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった者や、一定年齢に達している者で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される者
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等	都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等
施設・設備の基準		① 訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室等 ② あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備	訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室等
職 員 配 置 基 準		管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、職業指導員及び生活支援員、就労支援員を置く。職業指導員及び生活支援員の総数は、利用者6人につき1人以上。就労支援員は、利用者15人につき1人以上(1人以上は常勤)。職業指導員は1人以上、生活支援員は1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち1人以上は常勤)。	管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、職業指導員及び生活支援員を置く。職業指導員及び生活支援員の総数は、利用者10人につき1人以上。職業指導員は1人以上、生活支援員は1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち1人以上は常勤)。
運 営 経 費	訓 練 等 費	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。
	利用者負担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費。
施 設 整 備 補 助		補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象：社会福祉法人等 負担割合： 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員		56 事業所 614 人(R7.4.1 現在)	435 事業所 8,143 人(R7.4.1 現在)
備 考		病院等で清掃実習や企業で就労体験・実習を行う。	A型はクリーニング業や印刷業を、B型は箱折や企業の下請け作業等を行っていることが多い。

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-⑨ 就労定着支援(障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)	3-⑩ 自立生活援助(障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		障害者総合支援法第 5 条第 15 項	障害者総合支援法第 5 条第 16 項
施 設 概 要 (機能、特徴等)		就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、その他必要な支援を提供する施設。 【サービス提供期間】 一般就労移行後 6 月から 3 年 6 月まで	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な支援を提供する。
入 所 対 象 者		就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に雇用され、就労を継続している期間が 6 月を経過した障がい者 【サービス提供期間】 最高で 3 年間	① 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等をから地域における生活に移行した者 ② 居宅において単身であるため又は同居家族等の障がいや疾病、若しくは生活環境の大きな変化等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人 特定非営利活動法人(NPO)、有限会社 等	社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO) 等
施設・設備の基準		事務室(専用が望ましい)、受付等のスペースの確保	事務室(専用が望ましい)、受付等のスペースの確保
職 員 配 置 基 準		管理者1人、サービス管理責任者1人以上(1人以上は常勤)、就労定着支援員 1 人以上。就労定着支援員の総数は、利用者 40 人につき1人以上。	管理者、サービス管理責任者、地域生活支援員。地域生活支援員の総数は、利用者 25 人につき 1 人以上 ※相談支援専門員をサービス管理責任者とみなせる場合あり
運 営 経 費	訓 練 等 費	利用者の障害支援区分等に応じた基本報酬とサービス提供体制等に基づく加算が、市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。	利用者の生活の状況による区分、利用者数及び支援の方法に応じた基本報酬と、サービス提供状況に基づく加算が市町村から国保連を通じ事業者を支払われる。
	利用者負担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額。
施 設 整 備 補 助		補助制度:社会福祉施設等整備事業 補助対象:社会福祉法人等 負担割合: 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度:社会福祉施設等整備事業 補助対象:社会福祉法人等 負担割合: 国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員		31 事業所 (R7.4.1 現在)	15 事業所 (R7.4.1 現在)
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称	3-⑪ 介護サービス包括型 グループホーム (障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)	3-⑫ 外部サービス利用型 グループホーム (障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)	3-⑬ 日中サービス支援型 グループホーム (障害福祉サービス事業) (第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令	障害者総合支援法第5条第 17 項		
施 設 概 要 (機能、特徴等)	地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事、入浴、排せつ等の介護、相談その他日常生活上の援助を行う住居。 外部サービス利用型の場合、介護業務については外部の指定居宅介護事業者に委託。		
入 所 対 象 者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等 ※身体障がい者は、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。		
開 設 許 可 等	県知事の指定		
設 置 主 体	社会福祉法人、NPO 法人等		
施設・設備の基準	・共同生活住居：住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設、病院、通所施設の敷地外にあること。 ・設備：共同生活住居は1以上のユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることが出来る一体的に構成される場所)を有し、居室面積は収納設備等を除き、7.43 ㎡以上あること。 ・定員：指定事業所については4人以上、共同生活住居については、原則2人以上 10 人以下、ユニットについては、 2人以上 10 人以下であること、居室は、原則1人(個室)であること。		
職 員 配 置 基 準	・世話人 6:1以上 ・生活支援員：常勤換算で区分3に該当する利用者数を9で、区分4は6、区分5は4、区分6は2. 5 で除した数の合計数以上	・世話人 6:1以上 ・介護業務は外部の指定居宅介護事業者に委託し、当該指定居宅介護事業所の従業者が提供する。	・世話人 5:1以上 ・夜間深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者を置く ・従事者の内1以上常勤 ・生活支援員は介護サービス包括型と同じ
運 営 経 費	事業者報酬	・障害支援区分、人員配置基準に応じた包括的な報酬(基本サービス＋介護サービス)として算定。 ・利用者全員に必要な基本サービス(日常生活上の援助や個別支援計画の作成等)は包括的に評価し、利用者ごとに必要性やその頻度等が異なる介護サービスについては、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定。 ・利用者全員に必要な基本サービス(日常生活上の援助や個別支援計画の作成等)は包括的に評価し、利用者ごとに必要性やその頻度等が異なる介護サービスについては、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定。	
	利用者負担	・市町村が定める額(原則1割負担) ・利用者から徴収できる経費は次のとおり 家賃、食材費、光熱水道費、日用品費、その他負担させることが適当な経費	
施 設 整 備 補 助	社会福祉施設整備補助金(国庫)：創設のための新築、改修経費に対して助成 対象：社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等 負担割合：国 1/2 県 1/4 事業者 1/4		
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員	235 事業所 769 住居 定員 3,855 人(R7.4.1 現在) ※うちサテライト型は 101 住居		
備 考	平成 26 年度4月からサテライト型住居(本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営されている住居)の設置が認められている。		

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-⑭ 特定相談支援事業所 (第2種社会福祉事業)	3-⑮ 一般相談支援事業所 (第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		障害者総合支援法第5条第 18、19、22、23 項	・障害者総合支援法第5条第 18、19、20、21 項
施 設 概 要 (機能、特徴等)		・計画相談支援 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者又は地域相談支援の申請に係る障害者の状況を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成等する。 ・基本相談支援 障がい者等の福祉に関する相談及び情報提供等	・地域移行支援 障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援等を行う。 ・地域定着支援 居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。 ・基本相談支援 障がい者等の福祉に関する相談及び情報提供等
利 用 対 象 者		・障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)利用希望者、地域相談支援給付利用者等	・地域移行支援 障害者支援施設・療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がい者等 ・地域定着支援 居宅において緊急時の支援が見込めない状況にある者等
開 設 許 可 等		・市町村長の指定	県知事の指定
設 置 主 体		・社会福祉法人、NPO 法人等	
施 設・設 備 の 基 準		・事務室(専用が望ましい)、受付等のスペースの確保(業務に支障のない範囲で他事業所と兼ねてもよい)	
職 員 配 置 基 準		・従業者:専従の相談支援専門員(業務に支障がない場合は他の職務の兼務も可)1名以上 ・管理者:原則として専ら管理業務に従事する者(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務も可)	
運 営 経 費	事 業 者 報 酬	※市町村から国保連を通じて事業者を支払われる。 (基本報酬) サービス利用支援費(計画作成時): 月 7,320 円～20,140 円 継続サービス利用支援費(モニタリング時): 月 6,060 円～17,610 円 (加算) 基本報酬に加え、加算の対象となる手厚い支援をした際に上乗せされる。 医療・保育・教育機関等連携加算:障害福祉サービス事業所以外の福祉サービス等提供機関との面談、会議出席等による連携を実施した場合。 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ):地域の相談支援の中核を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合等	※市町村から国保連を通じて事業者を支払われる。 ・地域移行支援 (基本報酬) 月 24,220 円～36,130 円(原則計画作成又は2日以上での支援が前提) (加算) 障害福祉サービス体験利用加算: 初日から 5 日目まで 1 日 5,000 円 6 日目から 15 日目まで 1 日 2,500 円 (地域生活支援拠点等の場合+500 単位) 体験宿泊加算:1 日 3,000 円(夜間等の見守り支援が必要な場合は1 日 7,000 円)加算 (地域生活支援拠点等の場合+50 単位) 等 ・地域定着支援 体制確保費:月 3,150 円 緊急時支援費:1 日 7,340 円(深夜における電話相談援助は 1 日 980 円)
	利用者負担	なし (事業所によっては一部交通費の負担等あり)	
施 設 整 備 助 補		・社会福祉施設整備補助金(国庫):創設のための新築、改修経費を助成 対象:社会福祉法人、医療法人、特例民法法人、NPO 法人等 負担割合:国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	
県内設置状況及び定員		325 事業所(R7.4.1 現在)	72 事業所(R7.4.1 現在)
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-⑯ 医療型障害児入所施設 (第1種社会福祉事業)	3-⑰ 福祉型障害児入所施設 (第1種社会福祉事業)
根 拠 法 令		児童福祉法第 42 条第1項第2号	児童福祉法第 42 条第1項第1号
施 設 概 要 (機能、特徴等)		障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療の支援を行うことを目的とする施設。 平成24年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、従来の肢体不自由児施設(入所)・重症心身障害児施設(指定医療機関を含む)から移行。 満 18 歳以上の者も福祉を損なう場合は満 20 歳まで入所延長が可能である。	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与の支援を目的とする施設。満 18 歳に達した後も福祉を損なう場合は、満 20 歳までの利用が可能である。 平成 24 年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、従来の知的障がい児施設から移行。
入 所 対 象 者		県が給付決定(児童相談所が作成した意見書により、保健福祉事務所が、支援するサービスの内容を決定)を行った障がい児の保護者と、施設との契約により入所できる。 また、児童福祉法に基づく行政処分としての措置により児童の保護を行う場合もある。 満 18 歳に達した後満 20 歳までの延長利用が可能。	県が給付決定(児童相談所が作成した意見書により、保健福祉事務所が、支援するサービスの内容を決定)を行った障がい児の保護者と、施設との契約により入所できる。 また、児童福祉法に基づく行政処分としての措置により児童の保護を行う場合もある。 満 18 歳に達した後も満 20 歳まで延長利用が可能。
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		国、都道府県、市町村、社会福祉法人 等	国、都道府県、市町村、社会福祉法人 等
施設・設備の基準		医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室 肢体不自由児を受入れる場合・・・屋外訓練場、ギブス室 階段の傾斜をゆるやかにすること 等	居室(定員 4 人(乳幼児 6 人)以下、床面積 4.95 ㎡(乳幼児 3.3 ㎡)/人以上等) 調理室、浴室、便所、医務室、静養室 等
職 員 配 置 基 準		○ 共通 医療法に規定する病院として必要とされる従業者、同法に規定する病院として必要とされる数 児童発達支援管理責任者 1 人以上 ○ 肢体不自由児を受入れる場合 児童指導員及び保育士(障がい児である乳幼児又は幼児の数を 10 で除した数及び障がい児である少年の数を 20 で除して得た数の合計数以上、各 1 人以上)、理学療法士又は作業療法士 1 人以上 ○ 重症心身障がい児を受入れる場合 児童指導員及び保育士各 1 人以上、理学療法士又は作業療法士 1 人以上、心理指導担当職員 1 人以上	○ 共通 嘱託医 1 人以上、栄養士 1 人以上、調理員 1 人以上、児童指導員 1 人以上、保育士 1 人以上、児童発達支援管理責任者 1 人以上、 ○ 知的障害児を受入れる場合 児童指導員及び保育士(4:1以上) ○ 肢体不自由児を受入れる場合 看護職員 1 以上 児童指導員及び保育士(3.5:1以上)
運 営 経 費	障 害 児 施 設 入 所 給 付 費	入所定員及び施設の種別等に応じ、障がい児 1 人当たり 1,240 円/日～11,900 円/日(国 1/2 県 1/2 を負担また、医療費についても事業者へ支払われる。	入所定員及び施設の種別に応じ、障がい児 1 人当たり 4,930 円/日～19,030 円/日(国 1/2 県 1/2 を負担

	利用者負担	家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額、入院時食事療養費の標準負担額、日用品費を負担する。ただし、所得状況等により負担上限額の設定がされている。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、光熱水費及び日用品費を負担する。ただし、所得状況等により負担上限額の設定がされている。また、所得状況等により食費、光熱水費の一部給付がある。
施設整備補助		補助制度：次世代育成支援対策施設整備事業 補助対象者：社会福祉法人等 負担割合：国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度：次世代育成支援対策施設整備事業 補助対象者：社会福祉法人等 負担割合：国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県内設置状況及び定員		○ 民間施設（R7.4.1 現在） 信濃医療福祉センター 113 人（下諏訪町） 稲荷山医療福祉センター 75 人（千曲市） ○ 指定発達支援医療機関 東長野病院 124 人（長野市） まつもと医療センター 100 人（松本市） 小諸高原病院 70 人（小諸市）	1施設 30 人（R7.4.1 現在） 長野県信濃学園 30 人（松本市）
備考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-⑱ 児童発達支援センター (第2種社会福祉事業)	3-⑲ 旧医療型児童発達支援センター (第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		児童福祉法第43条第1項第1号	児童福祉法第43条第1項第2号
施 設 概 要 (機能、特徴等)		障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。	障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設。
入 所 対 象 者		市町村が給付決定(必要に応じ児童相談所に意見を求めることができる。)を行った障がい児の保護者と、施設との契約により通所できる。	市町村が給付決定(必要に応じ児童相談所に意見を求めることができる。)を行った障がい児の保護者と、施設との契約により通所できる。
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		国、都道府県、市町村、社会福祉法人、NPO法人等	国、都道府県、市町村、社会福祉法人、NPO法人等
施設・設備の基準		発達支援室(定員10人、床面積2.47㎡/人以上)、遊戯室(床面積1.65㎡/人以上)、屋外遊戯場、医務室、相談室、静養室、調理室、便所	医療法に規定する診療所として必要な設備 発達支援室、屋外訓練場、相談室、調理室等
職 員 配 置 基 準		嘱託医1人以上、児童指導員及び保育士(障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数以上)、栄養士1人以上、調理員1人以上	医療法に規定する診療所として必要とされる従業者、児童指導員1人以上、保育士1人以上、看護師1人以上、理学療法士又は作業療法士1人以上、児童発達支援管理責任者1人以上
運 営 経 費	障 害 児 施 設 給 付 費 等	入所定員等に応じ、1人当たり8,170円/日～32,150円/日(国1/2 県1/4 市町村1/4を負担)	肢体不自由児の場合 1人当たり3,890円/日 重症心身障がい児の場合 1人当たり5,010円/日 (国1/2 県1/4、市町村1/4負担) また、医療費が事業者へ支払われる。
	利 用 者 負 担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費を負担する。ただし、所得状況等により負担上限額の設定がされている。また、所得状況等により食費の一部給付がある。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び食費、日用品費を負担する。ただし、所得状況等により負担上限額の設定がされている。また、所得状況等により食費の一部給付がある。
施 設 整 備 補 助		補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象者：社会福祉法人等 負担割合：国1/2、県1/4、自己負担1/4	補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象者：社会福祉法人等 負担割合：国1/2、県1/4、自己負担1/4
県内設置状況及び定員		14施設 362人 (R7.4.1現在)	—
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称		3-㉔ 児童発達支援事業所 (第2種社会福祉事業)	3-㉕ 放課後等デイサービス (第2種社会福祉事業)
根 拠 法 令		児童福祉法第6条の2の2	児童福祉法第6条の2の2
施 設 概 要 (機能、特徴等)		未就学の障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応に必要な訓練を行うことを目的とする施設。	就学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所の提供を図る。
入 所 対 象 者		市町村が給付決定(必要に応じ児童相談所に意見を求めることができる。)を行った障がい児の保護者と、施設との契約により通所できる。	市町村が給付決定(必要に応じ児童相談所に意見を求めることができる。)を行った障がい児の保護者と、施設との契約により通所できる。
開 設 許 可 等		県知事の指定	県知事の指定
設 置 主 体		国、都道府県、市町村、社会福祉法人、NPO 法人等	国、都道府県、市町村、社会福祉法人、NPO 法人等
施設・設備の基準		発達支援室、支援の提供に必要な設備及び備品	発達支援室、支援の提供に必要な設備及び備品
職 員 配 置 基 準		○ 共 通 管理者1人、児童発達支援管理責任者1人以上 ○ 重症心身障がい児以外の場合 児童指導員又は保育士(うち1人は常勤) 障害児が10人まで2人以上 障害児が10人超障害児数を5で除した数以上(端数切り上げ) ○ 重症心身障がい児の場合 嘱託医 1人以上、看護師 1人以上、 児童指導員又は保育士 1人以上 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士1人以上	○ 共 通 管理者1人、児童発達支援管理責任者 1人以上 ○ 重症心身障がい児以外の場合 児童指導員又は保育士(うち1人は常勤) 障害児が10人まで2人以上 障害児が10人超障害児数を5で除した数以上(端数切り上げ) ○ 重症心身障がい児の場合 嘱託医 1人以上、看護師 1人以上、 児童指導員又は保育士 1人以上 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士1人以上
運 営 経 費	障害児施設 給 付 費 等	利用定員等に応じ、障がい児1人当たり 4,610～30,120 円/日 (国 1/2 県 1/4、市町村 1/4 を負担)	利用定員等に応じ、障がい児 1人当たり 2,870～26,830 円/日 (国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 を負担)
	利用者負担	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び日用品費を負担する。ただし、所得状況等により負担上限額の設定がされている。	家計の負担能力等をしん酌して政令で定める額及び日用品費を負担する。ただし、所得状況等により負担上限額の設定がされている。
施 設 整 備 補 助		補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象者：社会福祉法人等 負担割合：国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4	補助制度：社会福祉施設等整備事業 補助対象者：社会福祉法人等 負担割合：国 1/2、県 1/4、自己負担 1/4
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員		149 事業所 1,422 人 (R7.4.1 現在)	302 事業所 3,105 人 (R7.4.1 現在)
備 考			

社会福祉に関連する施設の概要

【施設編：障がい者支援課関係】

名 称	3-② 障害児相談支援事業所(第2種社会福祉事業)	
根 拠 法 令	児童福祉法第6条の2の2 第6, 7, 8項	
施 設 概 要 (機能、特徴等)	・障がい児相談支援 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の状況を勘案し、利用する障がい通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成等する。 ・基本相談支援 障がい児等の福祉に関する相談及び情報提供等	
利 用 対 象 者	・通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者等	
開 設 許 可 等	・市町村長の指定	
設 置 主 体	・社会福祉法人、NPO 法人 等	
施設・設備の基準	・事務室(専用が望ましい)、受付等のスペースの確保(業務に支障のない範囲で他事業所と兼ねてもよい)	
職 員 配 置 基 準	・従業者:専従の相談支援専門員(業務に支障がない場合は他の職務の兼務も可)1名以上 ・管理者:原則として専ら管理業務に従事する者(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務も可)	
運 営 経 費	事 業 者 報 酬	※市町村から国保連を通じて事業者を支払われる。 (基本報酬) ・障がい児支援利用援助費(サービス等利用計画作成):月 8,150 円～22,010 円 ・継続障がい児支援利用援助費(モニタリング):月 6,620 円～18,960 円 (加算) 基本報酬に加え、加算の対象となる手厚い支援をした際に上乗せされる。 医療・保育・教育機関等連携加算:障害福祉サービス事業所以外の福祉サービス等提供機関との面談、会議出席等による連携を実施した場合。 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ):地域の相談支援の中核を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合 ・保育・教育等移行支援加算:保育所の利用や就学・就職等に伴い、移行先との引継ぎのために訪問、会議参加等の支援を行った場合 等
	利用者負担	・無し (事業所によっては一部交通費の負担等あり)
施 設 整 備 補 助	・社会福祉施設整備補助金(国庫):創設のための新築、改修経費を助成 対象:社会福祉法人、医療法人、特例民法法人、NPO 法人等 負担割合:国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	
県 内 設 置 状 況 及 び 定 員	229 事業所(R7.4.1 現在)	
備 考		